

県北広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年4月26日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 岩泉平井賀普代線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡普代村第4地割字和野山32番2地先から32番1地先まで	新	m 94.4～23.6	m 50.4
	旧	89.0～23.6	50.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成23年4月26日から同年5月26日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 野田長内線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村第37地割字焼切30番199地先から30番132地先まで	新	m 33.2～12.4	m 93.9
	旧	19.6～8.2	93.9

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成23年4月26日から同年5月26日まで